

令和 8 年 3 月

お客さま各位

茨城県信用組合

当座勘定支払帳新設のお知らせ

茨城県信用組合（理事長 渡邊 武）は、「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、令和 8 年 3 月 31 日をもって手形・小切手の発行を終了することに伴い、当座預金からの払戻し手段として、下記のとおり、当座勘定支払帳を新設しましたのでお知らせいたします。

今後もお客さまにご満足いただけるよう金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

令和 8 年 4 月 6 日（月）

2. 名称・手数料・仕様

名 称	手数料（税込）
当座勘定支払帳 ※	2, 2 0 0 円

※ 「当座勘定お支払票」と「お客様控」を 1 組とした 1 冊 5 0 枚綴り

3. 留意事項

- ・ 「当座勘定お支払票」に必要事項を記入し、お届け印を押印のうえ「当座勘定支払帳」から切り離さずに、お取引店にご呈示ください。
- ・ 口座名義人ご本人からの払戻しのみとし、手形・小切手のように、支払手段として、第三者へ交付・譲渡することはできません。
- ・ その他詳細につきましては、別紙 Q & A をご覧いただくか、お取引店までお問い合わせください。

以 上

当座勘定支払帳に関するQ&A

Q1.なぜ、新たに、当座勘定支払帳を使用するのか。	A1.令和3年6月に政府で閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受けて、全国銀行協会は「2026年度末までに手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しました。こうした背景を踏まえ、全ての金融機関が、電子決済取引に向けた取組みを進めています。 当組合では、令和8年3月をもって手形・小切手の発行を終了しますが、従来の自己振出の小切手に代わるサービスといたしまして、電子記録債権（でんさいサービス）のご利用、インターネットバンキング等によるお振込みなどをご用意しています。 その準備段階における代替手段として、当座勘定支払帳を新たに制定しましたので、ご希望されるお客さまに交付いたします。
Q2.当座勘定支払帳はいつから利用できるのか。 利用にあたって留意することはなにか。	A2.当座勘定支払帳は、<u>令和8年4月から取扱いを開始</u>します。 当座預金支払帳は、当座勘定お支払票 50 枚綴・複写式によりお客さまに控が残るよう、冊子で有償（税込 2,200 円）の発行となります。 払戻しにご来店の際は、冊子ごとお持ちいただくようお願いいたします。当組合の窓口では、当座勘定お支払票を切り取り、冊子に残るお客さま控に受付け印のうえ、お返しいたします。 当座勘定支払帳のご利用に際しましては、ご来店者が、払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するために、本人確認等の手続きを求めることがあります。
Q3.当座勘定支払帳には記名判（署名判）を押すのか。	A3.お届け済の記名判（署名判）、お届け印を押して、窓口等にご用命ください。 記名判（署名判）のお届けがない場合は、手書きしてください。
Q4.当座勘定支払帳は、当座預金の口座店以外の本支店の窓口でも受け付けてもらえるのか。	A4.当座預金の口座店以外の本支店窓口ではお受けすることはできません。当座預金の口座開設店のみでの取扱いとなります。 なお、ご来店者が、当該当座預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するために、本人確認等の手続きを求めることがあります。

Q5.払い戻すだけなのに、なぜ、発行手数料が必要なのか。	A5.当座勘定支払帳は、従来の小切手帳に代替する新たなお取扱いでございます。 当座勘定支払帳の冊子の作成にかかる費用をお客さまにご負担いただくという観点から、冊子を有償とさせていただきました。 有償になりますが、これまでの小切手帳（税込 11,000 円）に比べて安価な設定となっています。お客さまの理解をお願いいたします。
Q6.当座預金支払帳を、現在手持ちしている小切手帳と併用しながら利用できるのか。	A6.当面の間は、現在、お手持ちの小切手帳と併用いただくことで支障はありませんが、前記（A1.）のとおり 2026 年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標に、全金融機関が電子決済取引に向けた取組みを進めています。 近隣の金融機関においても、電子決済取引を推進するために、振出期限の設定など手形・小切手の利用を制限する取組みが実施されています。今後、当組合においても同様の取組みを行う可能性がございますので、是非、お早めに、電子記録債権（でんさいサービス）やインターネットバンキング等によるお振込みの利用をご検討いただきますよう、お願いいたします。
Q7.当座預金支払帳は、2～3 冊同時に交付してもらえるのか。	A7.原則、1 冊ずつの交付とさせていただきます。
Q8.同じ日に、当座勘定支払帳と交換呈示や店頭呈示された手形・小切手が重なり、当座勘定の残高を超えるときは、どうなるのか。	A8.同一営業日に複数件の支払いをする場合で、その総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。 原則、交換呈示や店頭呈示された手形・小切手のお支払（資金決済）を優先してお取扱いします。
Q9.小切手と同様に、当座勘定支払帳を第三者（取引先）に交付して、店頭での換金ができるのか。	A9.当座勘定お支払票を第三者に交付することはできません。（仮に、一般線引や特定線引をされましても、第三者による呈示は、お受けできません。）
Q10.県信以外の近隣の金融機関でも、当座勘定支払帳の取扱いをしているのか。	A10.恐れ入りますが、他の金融機関でのお取扱いについては分かりかねます。